

資料－7 モニタリング及び減額措置等に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
1	モニタリング方法	2	第2	3					貴市が実施する、利用者モニタリングの頻度はどのぐらいの頻度で実施予定でしょうか。	今後、市で決定します。
2	モニタリング方法	2	第2	3	(1)				事業者は、日報を貴市に毎日提出するとの記載がありますが、提出方法（e-mail、FAX及び持参等）をご教授下さい。また、持参する場合は吹田市役所（本庁）まで持参しなければならないのでしょうか。	前段、本施設の管理を担当する部署(未定)に直接持参して提出してください。後段、現時点では本施設内を予定しています。
3	利用者モニタリング	2	第2	3	(5)				利用者モニタリングにおけるアンケート用紙の配布、回収について、その規模、拘束時間によっては、少なからず人件費が発生する場合がございますが、事業者の協力を求める場合には、その費用を負担していただけるのでしょうか。	市で負担はしません。
4	サービス購入料の支払い停止措置	4	第2	5	(1)	ク			サービス購入料2の部分も支払停止措置がされる記載がありますが、支払停止措置の最大期間をご教示願います。（例えば、契約解除されずに永久に停止された場合、借入金の返済計画に大きな影響が出るためです。）	事業者の改善措置の内容等によるため、現時点で具体的な期間を提示することはできません。
5	水準未達と認定された場合の措置	4	第2	5	(2)				「市が水準未達と判断した場合、当該業務に関する減額ポイントが発生する。」とありますが、事業者が市の改善勧告について、異議を申し立て、市と事業者による協議を行う場合であっても、減額ポイントが発生するのでしょうか。	減額ポイントは市が水準未達と認定した時点で発生します。
6	飲食スペース運営業務、自動販売機運営業務に関するモニタリング	8	第2	5	(4)	イ			飲食スペース、自動販売機運営業務に関するモニタリングについて、p1「モニタリング対象業務」においては、当該業務内容に対する減額対象について記載がない一方で、p8では当該業務を原因とするサービス購入料2及びサービス購入料の支払停止について定められています。当該業務については、独立採算業務でありサービス購入費とは無関係ですので、サービス購入費支払停止以外の手段を検討いただけないでしょうか。	独立採算事業部分ではありますが、施設利用者等に対し優良なサービスを提供するうえで、早期に業務改善を図るための措置(業務改善がなされれば支払われます)として考えており、原文のとおりとします。